

大和市告示第152号

大和市障害者グループホーム等運営費補助事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年7月10日

大和市長 大 木 哲

大和市障害者グループホーム等運営費補助事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県市町村事業推進交付金交付要綱（平成26年3月26日付け市町第705号神奈川県政策局自治振興部長通知。以下「交付要綱」という。）第2条第1号キに掲げる障害者グループホーム等運営費補助事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助の対象となる事業者は、神奈川県が定める障害者生活ホーム設置運営要綱（昭和60年4月1日施行。以下「設置運営要綱」という。）第1条に規定するグループホームとする。

(補助事業)

第3条 補助事業は、神奈川県市町村事業推進交付金交付要領（平成26年4月1日施行。以下「交付要領」という。）別表、7 障害者グループホーム等運営費補助事業であって、1 設置費に係る事業とする。

(補助額の算出方法等)

第4条 補助金の額は、交付要領別表、7 障害者グループホーム等運営費補助事業の項交付要件等の欄に規定する交付対象経費（以下「交付対象経費」という。）から国庫支出金等の特定財源を控除した額又は同欄に規定する交付基準額のいずれか少ない方の額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 消費税及び地方消費税を交付対象経費とする場合にあっては、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を

乗じて得た金額の合計額に交付対象経費に占める交付金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付条件)

第6条 規則第6条第2項に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。ただし、経費の配分の変更が入札による減額等の補助事業の内容に実質的な変更のない場合については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者が当該補助事業を完了したときは、規則第10条に規定する書類のほか、交付対象経費の額を証する書類を、速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業完了の日から1月を経過した日又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までに行わなければならない。
- 3 補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときは、補助事業の交付の決定に係る市の会計年度の翌年度の4月15日までに行わなければならない。
- 4 消費税及び地方消費税を交付対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、補助事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第8条 消費税及び地方消費税を交付対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市長に対して消費税仕入控除税額報告書を提出しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であつて、自ら消

費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第9条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価500,000円以上の器具等で市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定める期間を経過した場合はこの限りでない。

- 2 市長は、補助事業者が補助事業により取得し、又は効用の増加した器具等を処分して利益を得た場合、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(財産等の管理)

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した器具等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備しておかななければならない。

- 3 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

- 4 補助事業者は、前項に規定する帳簿及び証拠書類の保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者に当該証拠書類等を引き継がなければならない。ただし、当該権利義務を承継する者がいない場合は、これを市長に提出するものとする。

(届出事項)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所、名称又は代表者の氏名を変更したとき。
- (2) 合併し、又は解散したとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

(様式)

第12条 この要綱の規定により使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

別表（第12条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	消費税仕入控除税額報告書	第8条